

令和3年第2回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和3年2月3日(水)
午後3時55分～午後4時40分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員
教 育 長 新 子 寿 一
教 育 長 職 務 代 理 山 崎 裕 行
委 員 田 中 保 和
委 員 近 藤 温 子
委 員 西 村 弥 生 子
4. 出席した職員
教 育 部 長 福 島 潔
教 育 監 岡 本 泰 典
次長兼教育総務課長 寺 川 款
次長兼学務課長 安 田 典 子
こども育成課長 石 橋 智 成
事務局教育総務課 栗 田 聖 子
5. 議事案件
議案第2号 令和3年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局
指導主事等人事について

議案第3号 執行機関の附属機関に関する委員会等における書面審議等の実施に
伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

議案第4号 柏原市図書館協議会条例の一部改正の同意について

議案第5号 柏原市公民館運営審議会条例の一部改正の同意について

議案第6号 柏原市いじめ問題対応委員会条例の一部改正の同意について
6. 報告事項
7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 5分ほど早いですが、追加案件もございますので、令和3年第2回定例教育委員会会議を開会します。本日の会議録署名委員は、山崎委員です。よろしくお願ひします。次に、事前に送付させていただいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、早速ですが、本日の議事に入ってまいります。先ほど申しましたように、追加議案が4件出ております。合わせて5件になります。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第3号について、教育総務課寺川次長より説明をお願いします。

寺川次長： ご説明申し上げます。議案第3号執行機関の附属機関に関する委員会等における書面審議等の実施に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定についてでございます。本市におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛などの措置に伴い、執行機関の附属機関に関する審議会や委員会などの開催が困難な状況が発生する場合があることから、災害の発生や感染症の蔓延などその他会議の開催が困難である場合に、特例的に書面等による審議を行える規定について、規則への追加を行うこととなりました。教育委員会におきましても執行機関の附属機関に関する条例に規定がございます「柏原市立小・中学校通学区域審議会」「柏原市幼児教育審議会」「柏原市教育委員会表彰審査委員会」「柏原市立小・中学校教科用図書選定委員会」「柏原市障がい児就学支援委員会」「柏原市奨学生選考委員会」「柏原市立歴史資料館等運営協議会」「柏原市鳥坂寺整備検討委員会」「柏原市学力向上対策委員会」「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会」の各規則のほか「柏原市社会教育委員会議規則」及び柏原市文化財保護審議会の規定がございます「柏原市文化財保護条例施行規則」を改正するための整備規則を制定するものでございます。改正内容につきましては、それぞれの規則におきまして会議について定めた条文の最後に一つの項を加えるものでございます。追加議案書8ページの新旧対照表をお開きください。一例でございますが「柏原市立小・中学校通学区域審議会規則」の会議に関する条文、第5条第3項の「会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。」の次に第4項として「会長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により会議の開催が困難であると認められる場合には、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録により、会議の議事について意見を求めることをもって会議の開催に代えることができる。この場合において、委員の過半数から書面又はこれに代わる電磁的記録により意見の提出があったときは、前2項の規定にかかわらず、会議の議事は、意見を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」といった内容の1項を加えるものでございます。この会長の部分につきましては、規則により委員長や議長という名称に代わることとなります。なお、例規審査会が済んでおりませんので、詳細な字句や表現について修正が加わることがございますが、改正の趣旨については以上のとおりでございます。以上ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

新子教育長： ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。今あげていただいたと

ころの最後の項目にはほぼ同じような内容の文言を付け加えるということですね。

寺川次長： はい、そうでございます。

田中委員： 電磁的記録によりというのは、これはメールによる添付ファイルとかも含めてですか。

寺川次長： 電子計算機で処理することができるものと解されております。

田中委員： 最近よくあるウェブ会議、ズームとかは入らないのですか。

寺川次長： こちらにつきましては、あくまでも書面会議となっておりますので、オンライン、ウェブでの会議とはなっておりません。

新子教育長： ほか、よろしいでしょうか。

山崎委員： 感染症のまん延だけでなく、災害の発生とか、その他やむを得ない事由というのものもあるから、幅広く対応できるということですね。

新子教育長： そうですね、幅広く対応できます。では、議案第3号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第3号執行機関の附属機関に関する委員会等における書面審議等の実施に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第4号、議案第5号、議案第6号について、一括して教育総務課寺川次長より説明をお願いします。

寺川次長： 議案第4号柏原市図書館協議会条例の一部改正の同意について、議案第5号柏原市公民館運営審議会条例の一部改正の同意について、議案第6号柏原市いじめ問題対応委員会条例の一部改正の同意についてでございます。令和3年第2回市議会定例会へ議案として提出を予定しております柏原市図書館協議会条例、柏原市公民館運営審議会条例、柏原市いじめ問題対応委員会条例の各条例の一部を改正する条例の上程について、教育委員会のご同意を求めるものでございます。改正内容につきましては、先ほどの議案第3号と同じ書面審議等が可能となるよう、会議について定めた条文の最後に一項を加えるものでございます。よろしくご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

新子教育長： 今、説明がありましたように、議案第4号が柏原市図書館協議会条例の一部改正、第5号が公民館ですね、第6号がいじめ問題。同じような内容で付け加えられるということですが、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第4号、議案第5号、議案第6号について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第4号柏原市図書館協議会条例の一部改正の同意について、議案第5号柏原市公民館運営審議会条例の一部改正の同意について、議案第6号柏原市いじめ問題対応委員会条例の一部改正の同意については、原案どおり承認することにいたします。それでは、その他案件にうつります。

(こども育成課から柏原市立幼保連携型認定こども園に関する事務のうち教育委員会の意見

を聴取すべき事務を定める規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、あらかじめ教育委員会の意見を聴かなければならないとされていることから意見を聴取するもの)

新子教育長： それでは、最後になります議案第2号令和3年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局指導主事等人事については、非公開にて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第2号令和3年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局指導主事等人事については、非公開とすることにいたします。それでは、議案第2号について、学務課、安田次長から説明をお願いします。

安田次長： (議案第2号について説明)

— 質疑応答 —

新子教育長： 審議の結果、議案第2号について、原案どおり承認してよろしいか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第2号令和3年度柏原市立学校園管理職人事及び柏原市教育委員会事務局指導主事等人事について、原案どおり承認することにいたします。議事案件は以上です。以上で、令和3年第2回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員